

平成22年11月24日
消費者庁

除雪機の取扱いに注意！

本格的な降雪シーズンを迎えるに当たり、別添のとおり、除雪機の取扱いに関する注意喚起を公表いたします。

今シーズンは消費者庁に除雪機の事故に関する情報は寄せられておりませんが、除雪機については、平成19年5月に重大製品事故に係る報告制度が実施されてからこれまでに12件の死亡又は重傷事故が発生しています。

平成22年2月13日には、除雪機を使用して除雪中、運転者以外の者が誤って除雪機に巻き込まれて死亡する事故が発生しておりますので、くれぐれもご注意ください。

なお、除雪機安全協議会では、以下のような啓発チラシの配布や注意喚起を行っておりますので、ご参照下さい。



(提供：除雪機安全協議会)

除雪機の使用に際しては特に以下の点にご注意ください。

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- (2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- (3) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- (4) 発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- (5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や、車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

(※除雪機安全協議会の注意喚起事項より引用)

【本発表資料の問い合わせ先】
消費者庁 消費者情報課
滝、松田
電話：03-3507-9146